

# 障害者施策の在り方に係る検討状況等について

# 障害者基本法等に基づく施策の実施状況

障害者に関する施策は、障害者基本法並びにこれに基づく障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画等により、「共生社会」の実現に向けて着実に推進されてきている。(参考資料1～4参照)

## 障害者施策関係法制度の改正等

発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進等を図るための「**発達障害者支援法**」の制定(平成16年12月成立)  
精神障害者に対する雇用対策の強化等を行うための「**障害者の雇用の促進等に関する法律**」の一部改正(平成17年6月成立)  
障害者福祉サービスを質・量ともに充実すること等を目的とした「**障害者自立支援法**」の制定(平成17年10月成立)  
特別支援学校の制度化等を行うための「**学校教育法**」等の一部改正(平成18年6月成立)  
教育の機会均等に係る規定に障害者の教育支援を明記する「**教育基本法**」の全面的改正(平成18年12月成立)  
公共交通機関、道路、建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化の促進を図る「**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律**」(バリアフリー新法)の制定(平成18年6月成立)  
障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「**障害者の権利に関する条約**」(仮称)の署名(平成19年9月)

## 障害者施策関係予算の推移

単位:億円

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
予算額	12,985	13,324	13,762	14,896	15,500

(注)障害者施策関係の額を特定できるものについての合計額である。

### <参考資料>

- 1 障害者基本法の実施状況
- 2 障害者基本計画の推進状況
- 3 障害者基本計画に基づく「重点施策実施5か年計画」の進ちょく状況
- 4 附帯決議(H16年5月参議院内閣委員会)の対応状況

# 障害者施策における課題と対応

障害者施策の在り方に関し、意見聴取の過程で指摘された課題とその対応案の概況は、以下のとおりである。(参考資料5参照)

	指摘された課題	対 応 案			
		措置済み・措置予定		検討中	その他
		新重点施策実施 5か年計画関連	その他		
啓発・広報	啓発活動の継続実施、発達障害の社会的理解の向上、行政・マスコミが一体となった啓発の取組み等 20項目	18項目	2項目		
生活支援	障害者自立支援法の見直し、地域社会における相談支援体制の整備、在宅サービス・施設サービスの充実等 47項目	29項目	15項目		3項目
生活環境	精神障害者の特性に配慮した地域防災ネットワークの確立、運賃割引サービス対象の拡大等 7項目	2項目	4項目		1項目
教育・育成	個別の支援計画の作成・活用の推進、発達障害児に対する教育の充実等 51項目	19項目	27項目	5項目	
雇用・就業	公的機関における知的障害者の雇用促進、教育委員会での雇用率の遵守等 30項目	17項目	10項目		3項目
保健・医療	発達障害についてのデータ収集、精神障害者の地域医療体制の整備、精神保健福祉士の教育・育成等 22項目	6項目	8項目	7項目	1項目
情報・コミュニケーション	表現の平易化、ルビふり等わかりやすい広報の推進、コミュニケーション関連機器の貸与等 9項目	7項目	1項目		1項目
国際協力	国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)への支援、障害者権利条約の早期締結等 4項目	3項目	1項目		
その他	障害者虐待防止法の制定、障害関連予算の引き上げ等 7項目		5項目	1項目	1項目
合計	197項目	101項目	73項目	13項目	10項目

一部措置済み・措置予定のものを含む。

**障害者の権利に関する条約(仮称)の締結に際し、  
障害者基本法について考えられる主な改正事項**

**1. 定義関係(1): 差別行為の明示**

**2. 定義関係(2): 合理的配慮の否定の明示**

**3. 基本的理念関係: 上記に係る差別行為等の禁止**

**4. 国・地方公共団体の責務関係: 上記に係る差別行為の防止義務**

**5. 国民の理解関係:  
上記に係る差別行為となるおそれのある事例の収集、公表**

**6. 国民の責務関係: 上記に係る差別行為の防止の努力**

**7. 中央障害者施策推進協議会関係(1):  
障害者施策に関する調査審議、意見具申、実施状況の監視等の  
所掌事務の追加**

**8. 中央障害者施策推進協議会関係(2):  
関係行政機関に対する資料の提出等の協力要請**

**9. 上記のほか、今後の検討を踏まえた所要の改正**

## 障害者の権利に関する条約(仮称) (抜粋)

### 第2条 定義

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

### 第5条 平等及び差別されないこと

- 2 締約国は、障害を理由とするあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な法的保護を障害者に保障する。
- 3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第8条 意識の向上

- (a) 障害者に関する社会全体(家族を含む。)の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること。

### 第33条 国内における実施及び監視

- 2 締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み(適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。)を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。締約国は、このような仕組みを指定し、又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機構の地位及び役割に関する原則を考慮に入れる。
- 3 市民社会(特に、障害者及び障害者を代表する団体)は、監視の過程に十分に関与し、かつ、参加する。

## 障害者基本法に係る障害当事者等からの意見

障害者の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者権利条約の規定を十分に考慮し、障害がすべての種類の機能障害に関連するもので、態度及び環境の障壁との相互作用から生じるという観点を含めること。</li> <li>・ 発達障害を明確に位置付けること。</li> </ul>
差別の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合理的配慮について、あらゆる分野に関わる重要な概念として、明確な定義づけを行うこと。</li> </ul>
基本的理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「すべて障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」（第3条第2項）は恩恵的な規定であるので、「あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されなければならない」と変更すること。</li> <li>・ 障害者の差別禁止については、障害者基本法の差別禁止条項の見直しに留まらず、裁判規範性を持つ独立した「障害者差別禁止法」を制定すること。</li> </ul>
国及び地方公共団体の責務、国民の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国及び地方公共団体の責務として、事業者が合理的配慮を実施することができるための財政的支援を含む必要な措置を行うことを明記すること。</li> <li>・ 事業者の責務として、合理的配慮の提供を含む必要な施策、支援を義務付ける規定を明記すること。</li> </ul>
施策の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第8条第2項の「可能な限り」を削除し、原則として、地域生活を送るに当たって必要なサービスや支援を受けることができるようにすること。</li> </ul>
医療、介護等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅生活を希望する場合には、それに必要なホームヘルプサービスがきちんと利用できるように、支給決定とサービス提供基盤の両面で条件整備を行うことを明記すること。</li> <li>・ 本人の意向に反して、ケアホームや入所施設などの特定の生活様式を強いられることがないようにすることを明記すること。</li> </ul>

職業相談等、雇用の促進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用に関するすべての事項に関する差別の禁止と、苦情手続等による権利保護に関する措置の必要性を明記すること。</li> <li>・作業所や授産施設等から一般雇用への移行を図るための適切な措置の必要性を明記すること。</li> <li>・小規模作業所に対する支援について規定すること。</li> </ul>
情報の利用におけるバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話を言語として位置付け、言語的な処遇を行うこと。</li> </ul>
相談等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者権利条約ではすべての障害者に法的能力を認めることとなっていることを踏まえ、成年後見制度に係る規定（第20条）を削除すること。</li> <li>・差別等を具体的に救済する独立した人権救済機関の設置について明記すること。</li> </ul>
障害の予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害はあってはならず、治療しなければならないものという障害観が色濃く反映されているので、「障害の予防に関する基本的施策」（第3章標題）、「早期発見及び早期治療」（第23条第2項）を削除すること。</li> </ul>
障害者施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央障害者施策推進協議会の位置付けと役割、当事者参画について、障害者権利条約上の独立した仕組みによるモニタリングの役割を担うため、特別の機関を内閣府に設置すること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者施策の策定とその評価は、一般国民の生活実態との比較が可能となる障害者の生活実態調査を踏まえて行われるものとするを明記すること。</li> </ul>



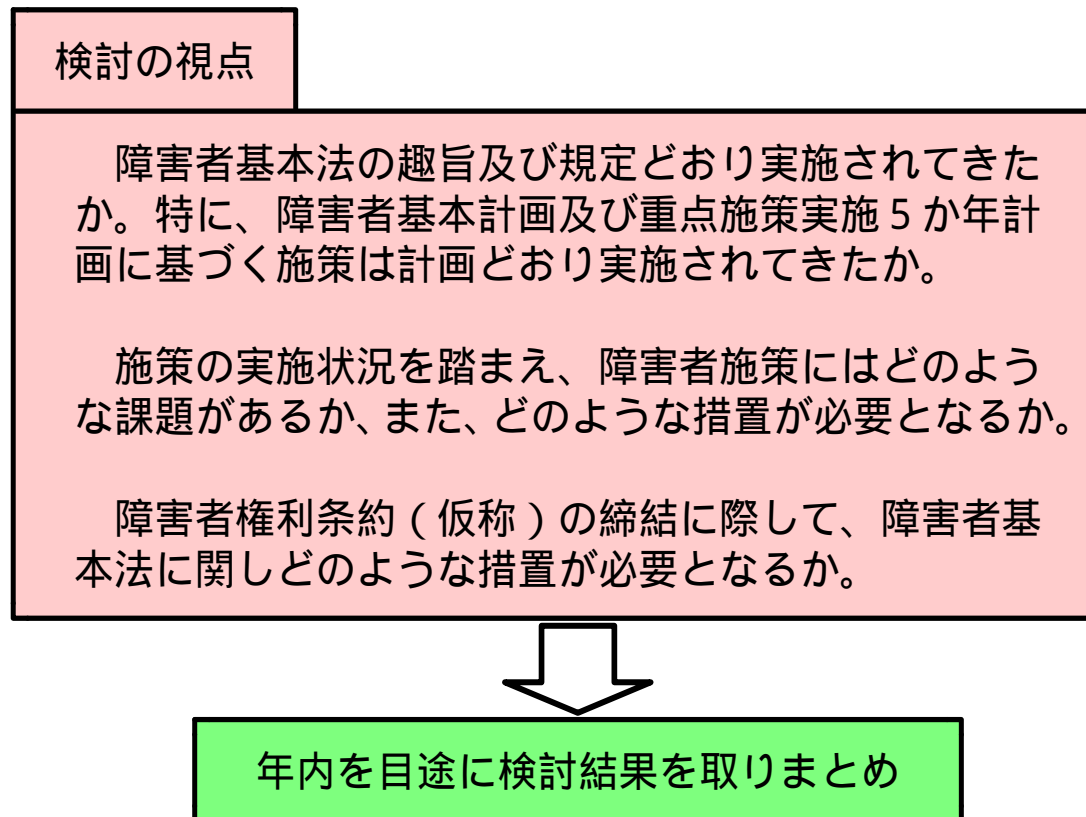
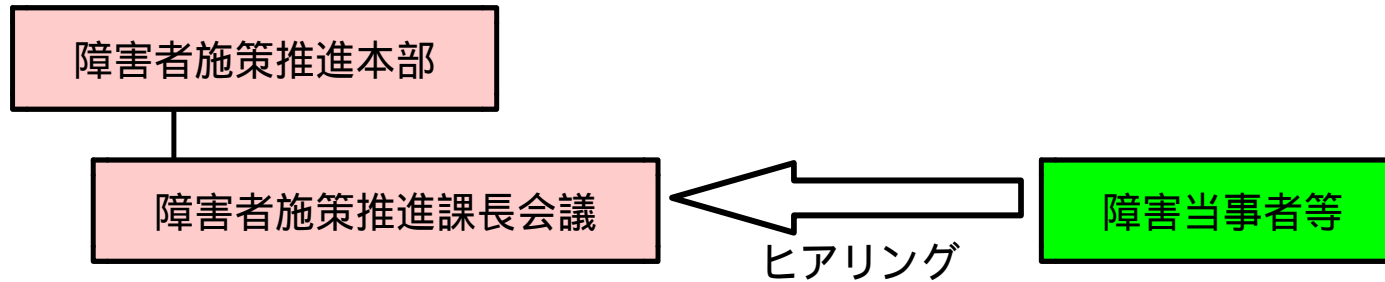
## 障害者基本法の一部を改正する法律（平成16年法律第80号）

### 附則（抄）

#### （検討）

第3条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、障害者に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔施行日 平成16年6月4日〕



障害者施策推進課長会議 ヒアリング実施状況等

46 団体・個人から意見聴取

《ヒアリング実施状況》

<p>7月30日(水) 全日本ろうあ連盟理事長 安藤 豊喜          全国精神障害者団体連合会副理事長 小金澤 正治          東京都知的障害者育成会本人部会副代表 館森 久秋          全国脊髄損傷者連合会理事長 妻屋 明</p>	<p>9月 1日(月) 千葉県富里市          鳥取県倉吉市</p>
<p>8月 5日(火) 日本発達障害ネットワーク(JDDNet)          (アスペ・イルダの会、えじそんくらぶ、EDGE、          全国LD親の会、日本自閉症協会、日本臨床心理士会、          日本作業療法士協会、日本言語聴覚士協会、          日本臨床発達心理士会、日本LD学会、つみきの会、          日本自閉症スペクトラム学会)</p>	<p>9月 2日(火) 全国特別支援教育推進連盟          全国特別支援学校長会          全国特別支援学級設置学校長協会</p>
<p>8月12日(火) 日本盲人会連合会長 笹川 吉彦          全日本手をつなぐ育成会理事長 副島 宏克          東京大学先端科学技術研究センター准教授 福島 智          日本障害者協議会常務理事 藤井 克徳</p>	<p>9月17日(水) 日本障害フォーラム(JDF)          (日本身体障害者団体連合会、日本盲人会連合、          全日本ろうあ連盟、日本障害者協議会、DPI日本会議、          全日本手をつなぐ育成会、全国脊髄損傷者連合会、          全国社会福祉協議会、日本障害者リハビリテーション協会、          全国「精神病」者集団、全国盲ろう者協会、          全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)</p>
<p>8月25日(月) 静岡県立大学国際関係学部教授 石川 准          東京都重症心身障害児(者)を守る会会長 岩城 節子          東京都精神障害者家族会連合会副会長 川崎 洋子          全国心臓病者友の会会員 米田 幸司</p>	<p>9月25日(木) 福井県敦賀市          千葉県大網白里町</p> <p>9月29日(月) プロップ・ステーション理事長 竹中 ナミ          翻訳家 ニキ リンコ          日本身体障害者団体連合会副会長 山本 征雄</p>

(注) ヒアリングの実施に係る議事概要については、内閣府ホームページにおいて公表(一部作業中)。